

第4回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会	参考資料2
平成30年11月22日	

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会
開催要綱

1. 目 的

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう（以下「あはき」という）及び柔道整復（以下「柔整」という）等の広告については、社会保障審議会医療保険部会「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」「柔道整復療養費検討専門委員会」において適正化を行うべきとの指摘があったところであり、また、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告について見直しが行われたこと等を踏まえ、国民に対するあはき柔整等の情報提供内容のあり方について検討を行う。

2. 検討内容

- (1) 有資格者（あはき柔整）の広告のあり方について
 - ①ガイドラインの作成
 - ②広告可能事項の見直し
- (2) 無資格類似業者の広告のあり方について
- (3) その他

3. 構 成 員

構成員は別紙のとおりとする。

また、座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 運 営

- (1) 座長は構成員の互選とする。
- (2) 座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 検討会の議事は別に検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 検討会の事務は医政局医事課において行う。
- (5) その他、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において決定する。

5. 施 行

この要綱は、平成30年5月10日より施行する。

(別紙)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会
構成員

- | | |
|-------|--|
| 石川 英樹 | 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会
業務執行理事(法制局長) |
| 磯部 哲 | 慶應義塾大学法科大学院教授 |
| 加護 剛 | 奈良県橿原市健康部 副部長 |
| 釜菴 敏 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 木川 和広 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 |
| 坂本 歩 | 学校法人呉竹学園 理事長
(公益社団法人東洋療法学校協会 会長) |
| 竹下 義樹 | 社会福祉法人日本盲人会連合 会長 |
| 福島 統 | 東京慈恵会医科大学 教育センター長
(公益財団法人柔道整復研修試験財団 代表理事) |
| 前田 和彦 | 九州保健福祉大学 教授 |
| 三橋 裕之 | 公益社団法人日本柔道整復師会 理事 |
| 南 治成 | 公益社団法人日本鍼灸師会 副会長 |
| 三宅 泰介 | 健康保険組合連合会 医療部長 |
| 山口 育子 | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML
理事長 |

(五十音順、敬称略)